

令和5年度 保育園・認定こども園 入園案内

◎受付期間

【令和5年4月1日から利用を希望する場合】

1次募集受付期間

令和4年11月7日（月）～ 令和4年12月2日（金）

※1次利用調整で保留となった方は、自動的に2次利用調整対象となるため、希望園の変更等、申込み内容に変更がなければ、お手続きは不要です。

2次募集受付期間 令和4年12月5日（月）～令和5年1月31日（火）

3次募集受付期間 令和5年2月1日（水）～令和5年2月28日（火）

※期間中の土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除きます。

※希望する園を追加・変更する場合は、上記の各期間内に窓口で変更の手続きをしてください。

※申請が不要になった場合、すみやかに取下げの手続きをしてください。

【年度途中（5月以降）から利用を希望する場合】

入園希望月の2か月前の月中

（例）6月1日入園を希望する場合→4月中の申込み

目 次

1	施設	1	5	保育料等	12
2	教育・保育給付認定と入園手続き	3	6	その他保育サービス	16
3	申請方法等	6	7	記入例	17
4	利用調整（選考）	10			

（問合せ先） 玉野市教育委員会 就学前教育課
〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号
TEL：0863-32-5573 FAX：0863-32-1329

1 施設

(1) 保育園

保護者が仕事や傷病等の理由でお子さんの保育を必要とする場合に、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。入園には一定の条件があるため、単に「友達をつくらせたい」、「集団生活を経験させたい」などの理由で入園することはできません。

運営	施設	所在地	電話番号	利用定員(人)	対象月齢	保育時間		延長保育	休日保育
						標準時間	短時間		
公立	田井保育園	田井3丁目10番1号	21-3342	100	11か月～	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30		
	宇野保育園	宇野2丁目23番2号	21-3846	50	11か月～				
	和田保育園	和田2丁目7番10号	81-8167	40	11か月～				
	渋川保育園	渋川1丁目2番10号	81-6803	40	11か月～				
私立	築港ちどり保育園	築港2丁目15番16号	21-3347	230	6か月～			●	●
	槌ヶ原ちどり保育園	槌ヶ原948番地	71-3042	270	6か月～			●	
	紅陽台ちどり保育園	岡山市南区西紅陽台3丁目1-116	086-362-2241	270	6か月～			●	

※延長保育は最長19:00までです。

※休日保育は、毎月2日程度実施しています。

(2) 認定こども園

幼稚園と保育園の両方の役割を果たす施設で、教育利用（幼稚園機能）と保育利用（保育園機能）を設けています。入園に関する保護者の多様なニーズへの対応を目指しています。

運営	施設	所在地	電話番号	機能	利用定員(人)	対象年齢(月齢)	保育時間		延長保育	一時預かり	休日保育
							標準時間	短時間			
公立	玉認定こども園	玉2丁目1番7号	21-3392	教	15	3~5歳	8:30~ 13:30	—		●	
				保	45	11か月~	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30			
	玉原認定こども園	玉原2丁目7番41号	31-6194	教	10	3~5歳	8:30~ 13:30	—		●	
				保	110	6か月~	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	●		
	大崎認定こども園	東七区1番地2	51-2104	教	10	3~5歳	8:30~ 13:30	—		●	
				保	70	6か月~	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	●		
	八浜認定こども園	八浜町八浜1488番地	51-2460	教	30	3~5歳	8:30~ 13:30	—		●	
				保	70	11か月~	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30			
	サンマリン認定こども園	山田3233番地2	43-9880	教	20	3~5歳	8:30~ 13:30	—		●	
				保	120	6か月~	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	●		

※延長保育は最長19:00までです。

※一時預かりは最長16:30までです。

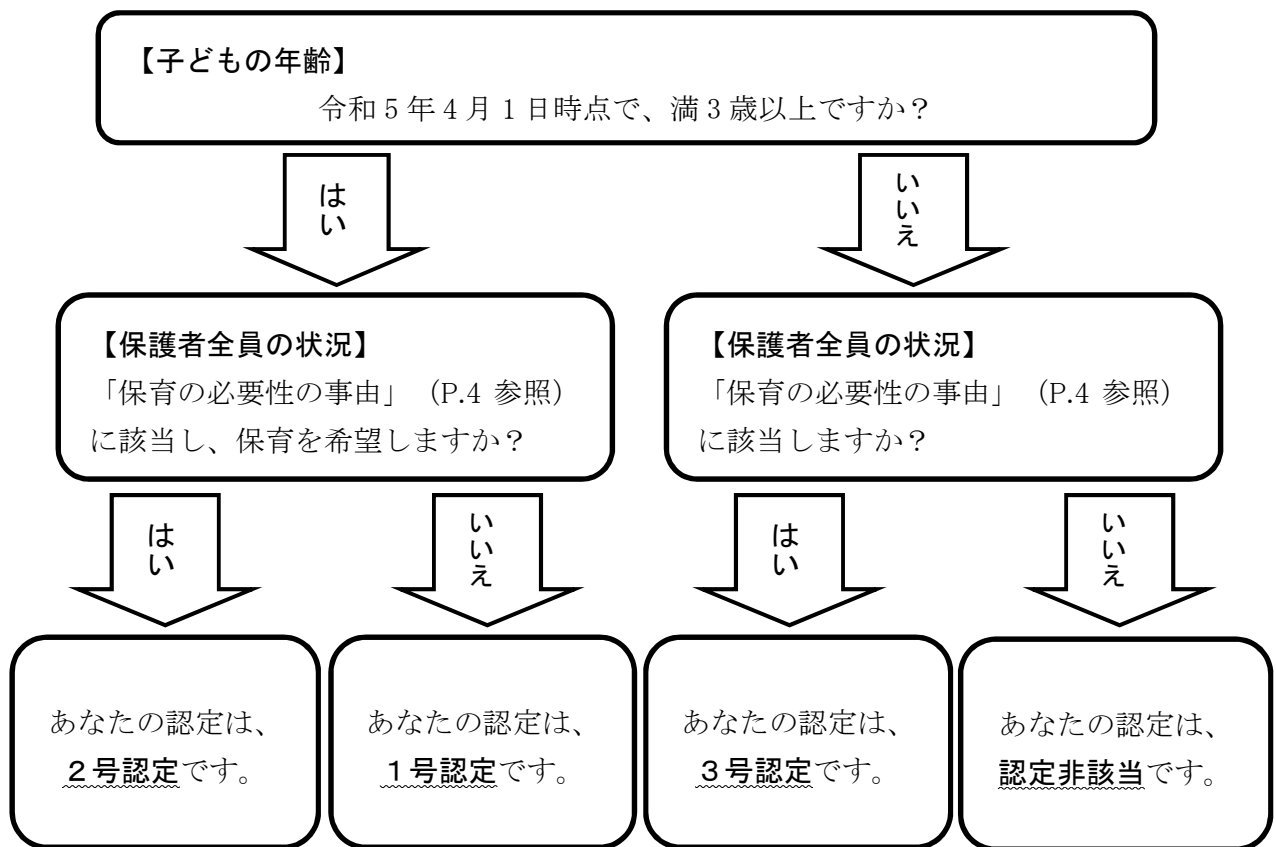
2 教育・保育給付認定と入園手続き

保育園又は認定こども園の入園を希望する場合は、保護者が現在お住まいの市町村に手続きをする必要があります。

現在お住まいの市町村に、申請を行い、その市町村から「支給認定証」の交付を受けた方が、施設の利用申込みをすることができます。

玉野市では、申請と施設の利用申込みを同時にしていただきます。施設の定員を超えて利用申込みがあれば、利用調整（選考）を行いますので、必ずしも入園希望施設に入園できるとは限りません。

(1) 給付認定の区分



<給付認定の区分表>

認定区分	年齢	保育必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園教育利用
2号認定		あり	保育園 認定こども園保育利用
3号認定	満3歳未満		

(2) 保育の必要性の事由

保育園及び認定こども園保育利用（2、3号認定）を利用する場合、保護者それぞれが次の事由のいずれかに該当する必要があります。

なお、認定こども園教育利用（1号認定）を利用する場合、次の事由に該当する必要はありません。

<保育の必要性があると認められる事由一覧表>

事 由		内 容
1	就労	1か月当たり <u>48時間以上</u> の就労を常態とすること ※ <u>入園希望日から1か月以内に採用（職場復帰）される場合を含む。</u>
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週から産後8週（多胎の場合は、前14週から産後8週）の翌日までの期間を含む月単位の期間
3	疾病・障害	保護者が疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
4	介護・看護	同居の親族又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護している場合（1か月当たり48時間以上）
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6	就学	日中、就学又は職業訓練のため、保育することができない場合（1か月当たり48時間以上）
7	求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている場合 ※ <u>認定期間は3か月以内</u> です。
8	育児休業	育児休業取得対象以外のお子さんが、すでに保育所等を利用している場合で、引き続き保育所等を利用することが必要と認められる場合 ※ <u>育児休業取得対象のお子さんは対象ではありません。</u>

(3) 保育の必要性の確認（現況調査）

6月頃に保育園及び認定こども園（2号・3号認定）の方を対象に、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認します。

現況確認ができない場合は、引き続き施設の利用ができなくなりますので、ご注意ください。
市から案内があったときは、期限内に必ず提出してください。

(4) 利用時間

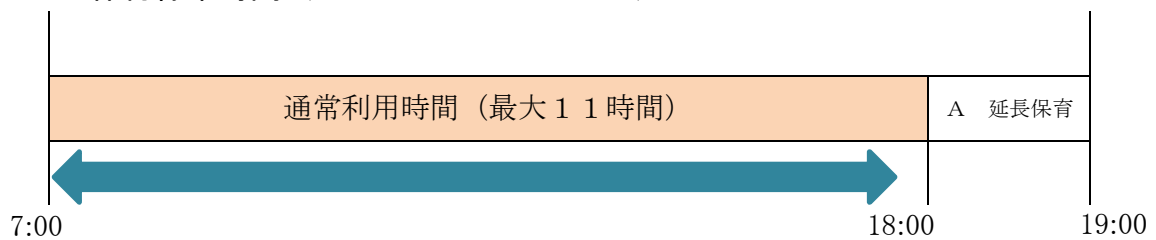
① 認定こども園教育利用（1号認定）

8：30～13：30

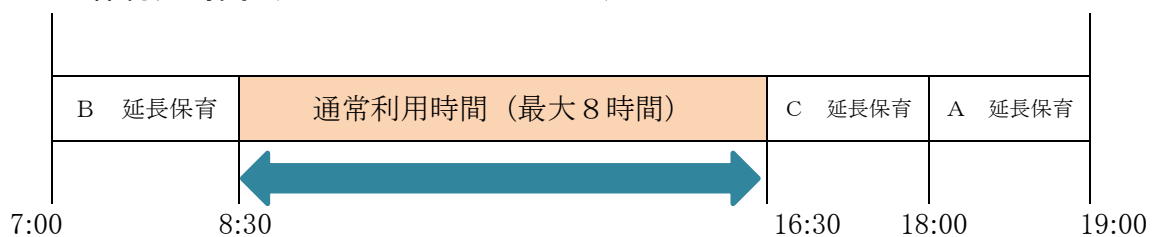
② 保育園及び認定こども園保育利用（2号認定・3号認定）

2号認定・3号認定の場合は、保育の必要度の認定区分により保育利用時間が異なります。

○ 保育標準時間（7：00～18：00）



○ 保育短時間（8：30～16：30）



A……玉原認定こども園・大崎認定こども園・サンマリン認定こども園・築港ちどり保育園・榎ヶ原ちどり保育園
紅陽台ちどり保育園のみ

B・C……全園

次の事由にあてはまる場合は、保育短時間利用となります。

- ・就労（1か月当たり48時間以上120時間未満の場合）
- ・介護・看護（1か月当たり48時間以上120時間未満の場合）
- ・就学（1か月当たり48時間以上120時間未満の場合）
- ・求職活動（起業準備を含む。）
- ・育児休業
- ・就労予定／育児休業復帰予定 等

3 申請方法等

① 提出書類

① 令和5年度教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書

17～19ページの記入例を参考にしてください。

② 保育が必要な状況を証明する書類

（認定こども園教育利用（1号認定）を希望する場合は提出不要です。）

保護者の状況	必要書類
<input type="checkbox"/> 就労している場合 <input type="checkbox"/> 就職先が決定している場合 <input type="checkbox"/> 育児休業を取得している場合 <input type="checkbox"/> 自営業の場合（商業、農業）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 勤務先で証明してもらってください。 <input type="checkbox"/> 自営業が確認できる書類を数種類・複数枚（帳簿、領収書、納品書、作付面積のわかる資料（農業）等の写しなど ★） （3ヶ月以内のもの）
<input type="checkbox"/> 出産予定日の6週間以内（多胎の場合は前14週以内）の場合 <input type="checkbox"/> 出産後8週間以内の場合	<input type="checkbox"/> 出産申立書 <input type="checkbox"/> 新生児の親子手帳（父母の氏名と出産（予定）日が確認できるページ）の写し
<input type="checkbox"/> 病気や障害等のため保育ができない場合 <input type="checkbox"/> 同居の家族や長期入院している家族の介護や看護のため保育ができない場合	<input type="checkbox"/> 疾病・障害・介護（看護）申立書 <input type="checkbox"/> 病気や障害が分かる書類（医師の意見書、障害者手帳、介護保険被保険者証等の写しなど）
<input type="checkbox"/> 学生の場合	<input type="checkbox"/> 就学（予定）証明書 <input type="checkbox"/> 在学していることを証明する書類（在学証明書又は学生証等の写し）
<input type="checkbox"/> 職業訓練を受けている場合	<input type="checkbox"/> 就学（予定）証明書 <input type="checkbox"/> 職業訓練を受けていることを証明する書類（在学証明書等）
<input type="checkbox"/> 求職中の場合	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申立書
<input type="checkbox"/> 上記以外の場合	就学前教育課にご相談ください。

※65歳未満の同居祖父母がいる場合で、上記事由に該当する場合は、同居祖父母の書類も提出してください。提出が無い場合は、利用調整（選考）で減点されます。

※雇用保険受給資格者証等をお持ちの場合は、その写しも提出してください。

（利用希望日から1年以内に、リストラなど、自己都合によらない退職、転職などの場合）

※各種様式は、各園及び就学前教育課にありますので、必要な場合は、ご連絡ください。

★各自の状況に応じて、確認書類を追加でお願いする場合があります。

③ 市町村民税の課税状況確認書類

令和4年1月1日時点で玉野市以外に住民登録のある場合は、その市町村で課税されるので、次の資料のいずれかを保護者全員分提出してください。（ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、その方の書類も必要です。）

なお、令和4年1月1日時点で玉野市に住居登録している場合や、兄弟姉妹が入園中ですでに該当書類を提出している場合は、不要です。

課税状況確認書類（例）

- ・市町村民税課税（非課税）証明書
- ・市町村民税特別徴収税額通知書の写し
- ・市町村民税納税額通知書の写し

④ 口座振替依頼書

記入例を20ページに記載していますので、参考にしてください。なお、兄弟姉妹が入園中で、すでに口座振替の手続きをしている場合、提出は不要です。

⑤ 個人番号届出書及び個人番号確認同意書

新入園児のみ提出をお願いします。（継続利用児の提出は不要です。）

記入例を21ページに記載していますので、参考にしてください。また、詳細な説明は22ページをご覧ください。

(2) 提出先

① 令和5年4月1日から利用を希望する場合

入園を希望する園もしくは就学前教育課（市役所3階）

② 年度途中（5月以降）から利用を希望する場合

就学前教育課（市役所3階）

※ただし、兄弟入園の場合は、上のお子さんが入園している園に提出いただいても構いません。

◎転入予定者（申込時点の現住所が市外の方）の受付は、入園を希望する園では受けつけておりませんので、就学前教育課に提出してください。

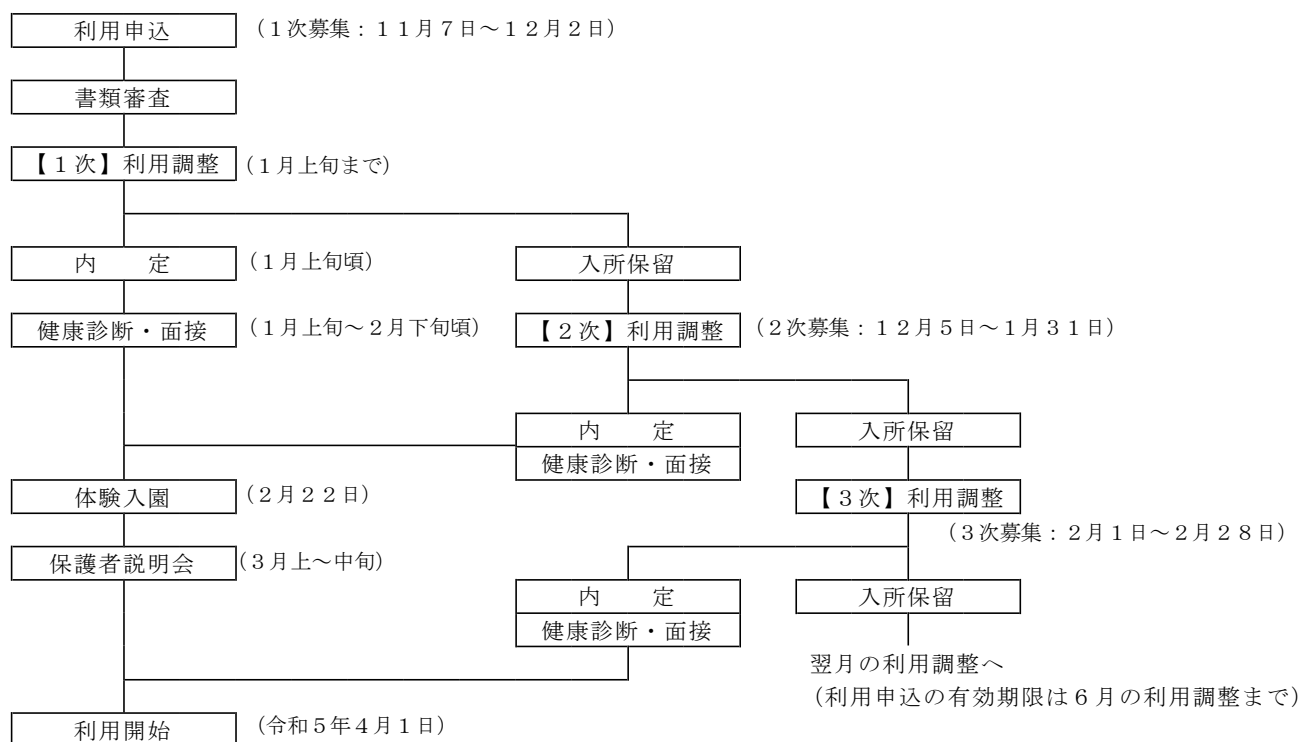
(3) 申請時の注意点

- ① 園の受付時間は、8時30分から17時までです。（就学前教育課は17時15分まで）
- ② 保育園及び認定こども園に入園されているお子さんの継続利用を希望する場合は、入園中の園に提出してください。
- ② 兄弟姉妹の申請書は、人数分まとめて提出してください。なお、添付書類は、兄弟姉妹の人数分用意する必要はありません。
- ④ 必要書類を全てそろえて提出してください。全てそろっていない場合は、受付することができません。

(4) 利用申込から利用開始までのスケジュール

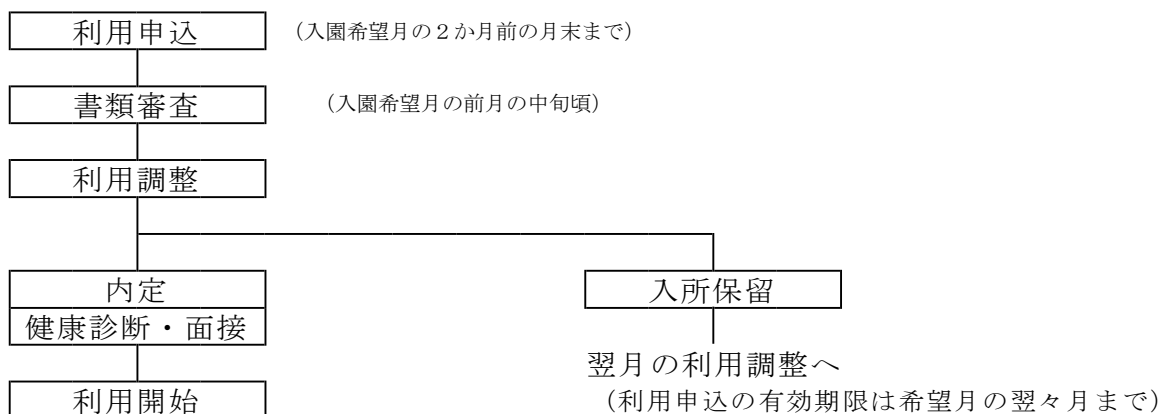
(スケジュールは、あくまで予定ですので、実際と異なる場合があります。)

① 令和5年4月1日入園の場合



※ 1次募集で提出された申込書の希望園を1次募集受付期間終了後に変更する場合は、1次募集受付扱いにできませんので、ご注意ください。

② 年度途中（5月以降）の入園の場合



(5) 健康診断等の日程（令和5年4月1日入園の場合）

① 健康診断日程表

健康診断等を下表の日程のとおり各園で行います。

下表の日程は、基本的に1次利用調整で内定を受けた方を想定しています。2次及び3次利用調整後の健康診断は個別にご対応いただくこととなりますので、ご了承ください。

【保育園】

施設	健康診断実施日時
田井保育園	令和5年1月11日（水）
宇野保育園	令和5年1月25日（水）
和田保育園	令和5年1月26日（木）
渋川保育園	令和5年1月27日（金）
築港ちどり保育園	令和5年2月24日（金）
槌ヶ原ちどり保育園	令和5年2月7日（火）
紅陽台ちどり保育園	令和5年2月1日（水）

13:30～

【認定こども園】

施設	健康診断実施日時
玉認定こども園	令和5年1月31日（火）
玉原認定こども園	令和5年2月2日（木）
大崎認定こども園	令和5年2月8日（水）
八浜認定こども園	令和5年1月24日（火）
サンマリン認定こども園	令和5年1月26日（木）

13:30～

※健康診断と合わせてお子さんの面接を行います。終了時刻は変動いたします。

② 体験入園

1次及び2次利用調整で内定を受けた方は、次の日程で体験入園がありますので、参加してください。

日 時：令和5年2月22日（水） 9:30～11:00

場 所：各園

4 利用調整（選考）

受入定員を超える利用申込があった場合は、申込書類に基づき、保育を必要とする事由等による基本点数及び優先利用等による調整点数の総合点数の高い順に利用する施設を決定します。

(1) 基本点数表

区分	類型	保護者状況	点数	
1	居宅外労働 (自宅と勤務地が異なる場合。ただし、同一敷地内・隣接地は除く。)	外勤	月155時間以上の就労を常態としている場合	10
		居宅外自営 農業	月140時間以上の就労を常態としている場合	9
			月120時間以上の就労を常態としている場合	8
			月100時間以上の就労を常態としている場合	6
			月80時間以上の就労を常態としている場合	5
			月48時間以上の就労を常態としている場合	4
	居宅内労働 (自宅と勤務地が同一又は隣接する場合に限る。)	居宅内自営	月155時間以上の就労を常態としている場合	9
			月140時間以上の就労を常態としている場合	8
			月120時間以上の就労を常態としている場合	7
			月100時間以上の就労を常態としている場合	5
			月80時間以上の就労を常態としている場合	4
			月48時間以上の就労を常態としている場合	3
		内職	月120時間以上の就労を常態としている場合	5
月80時間以上の就労を常態としている場合	4			
月48時間以上の就労を常態としている場合	2			
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週から産後8週の期間を含む月単位の期間（多胎の場合は前14週から産後8週の期間を含む月単位の期間）である場合	6	
3	保護者の 疾病・障害	疾 病	1ヶ月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10
			安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合（居宅内療養1ヶ月以上）	8
			上記以外で通院加療が必要な場合（居宅内療養1ヶ月以上）	3
	障 害	身体障害者手帳1～2級（聴覚障害者の場合は、2～3級）精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳Aの所持、若しくは介護保険の要介護認定5～3のいずれかに該当する場合	10	
		身体障害者手帳3級（聴覚障害者の場合は4級）、療育手帳Bの所持又は介護保険の要介護認定2～1のいずれかに該当する場合	6	
		身体障害者手帳4～6級に該当する場合	3	
介護保険の要介護度が要支援に該当する場合	1			
4	同居親族等の 介護・看護	同居の親族等（長期間入院等をしている親族を含む。）の介護又は看護を状態としている場合	区分1の外勤を準用	
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10	
6	求職中	就職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	1	
7	就学等	日中に就学、技能修得等のため通学し、保育することができない場合	区分1の外勤を準用	
		日中に技能修得等のため自宅で就学し、保育することができない場合	区分1の内職を準用	
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	10	
		DV等により保育を行うことが困難であると認められる場合	5	
9	育児休業	育児休業期間中に保育所等を引き続き利用することが必要と認める場合	6	
10	その他	採用予定 職場復帰	入園希望日の翌日から1か月以内に採用される（勤務する）予定がある場合	区分1から2点減じたものを準用
		不存在	死亡・離婚・行方不明・別居（離婚調停又は裁判中に限る。）・拘禁等	10
		その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育することができない等、市長が特別に認める場合	区分1～10を準用

※1 区分1における就労時間には、法定の休憩時間を含む。

※2 区分1において、自営業者の家族で、主たる従事者に協力してその家業に従事している者の基本点数は、該当する基本点数から1点減じた点数とする。

※3 区分10中の「不存在」は、保護者状況欄の状況により、保護者が実質1名と認められる場合に、当該保護者の状況に該当する基本点数に、当該基本点数を加算する。

※4 複数の区分又は状況に該当する場合は、いずれかの高い方の基本点数を用いて算出する。

(2) 調整点数表

区分	類型	状況	点数	
福祉的 配慮	A	ひとり親世帯	児童が母または父のみに養育されている場合	2
	B	障害児	入園を希望する子どもが障害を有する場合	1
	C	失業	生計中心者が入園希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
	D	生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている世帯であり、就労による経済的自立が見込まれる場合	1
	E	社会的養護	児童虐待又はその恐れがある場合	5
DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合			2	
その他社会的養護が必要と認められる場合			1	
教育 環境的 配慮	F	継続児童（入園希望の年度内に認定期間が切れる場合を除く。）	現在入園している施設に継続して入園を希望する場合	7
	G	兄弟姉妹の入所	兄弟姉妹が同一の施設の利用を希望する場合	2
	H	地域型保育事業利用終了児	地域型保育事業等を利用しており、年齢到達により保育所等の利用を希望する場合	2
その他	I	同居の祖父母	基本点数表の区分1～5、7～10に該当しない65歳未満の同居の祖父母がいる場合	各-2
	J	育児休業者①	保護者が育児休業から復帰するため、児童が同じ施設を再び利用することを希望する場合（育児休業に係る児童が、兄又は姉と同じ施設を利用することを希望する場合を含む。）	4
		育児休業者②	直ちに育児休業からの復職を希望していない場合	基本点数を含め、合計点数0点
	K	保育士等	保育士として、市内の保育所等に勤務している場合（就労予定の場合を含む。）	各6
			上記以外で、市内の保育所等に勤務している場合（就労予定の場合を含む。）	各3
L	閉園施設利用児	年度末に閉園が決定している本市の保育所等の利用者が、やむなく別の保育所等の利用申込をする場合	12	

※1 複数の区分に該当する場合は、該当するもの全てを合算したものを加算する。

※2 区分Eについては、別表第1基本点数表で区分8に該当する場合は適用しない。

(3) 基本点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表

同一点数時の順位表

順位	状況
1	継続児童の世帯
2	兄弟姉妹が同一施設を利用し又は内定を受けている世帯
3	希望順位が高い世帯
4	希望する保育所等と同じ中学校区に居住している世帯
5	基本点数が高い世帯
6	調整点数表の類型13（保育士等）を適用された世帯
7	保育園等の待機（保留）期間が長い世帯
8	保育料の滞納がない世帯
9	所得が低い世帯

5 保育料等

(1) 保育料の算定

保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割額の合計額で算定します。父母以外が生計を支えていると判断される場合は、父母以外の生計中心（維持）者の市町村民税の額を合算します。

また、次のとおり、時期によって、保育料の算定基礎とする市町村民税の年度が異なります。

時 期	保育料算定基礎
令和5年4月から 令和5年8月まで	令和4年度市町村民税（令和3年中の所得）
令和5年9月から 令和6年3月まで	令和5年度市町村民税（令和4年中の所得）

- 保育料は月額です。保育料の日割りは行いません。
- 保育料の納期限は毎月末日です。（ただし、12月のみ25日（予定）です。）
なお、納期限が、土日祝日の場合は、納期限は翌営業日になります。
- 課税資料が不備で課税状況の確認ができない場合、**最高額の保育料**となります。
- 世帯状況や課税状況等の変化により年度途中で保育料が変更となる可能性があります。
- 保育料の決定の基礎となる市町村民税額は、地方公共団体等への寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡割所得割額控除額、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、ふるさと納税（寄附金）控除の適用を受ける前の額となります。

(2) 保育料及び副食費（おかず代）の金額

① 認定こども園教育利用（1号認定）

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料は無償です。

なお、食材費等は無償化の対象外です。副食費（おかず代）として月3,750円を口座振替によりお支払いいただきます。

② 保育園及び認定こども園保育利用（2、3号認定）

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育料は無償です。

なお、食材費等は無償化の対象外です。副食費（おかず代）として月4,500円を口座振替によりお支払いいただきます。

0～2歳児の具体的な保育料額は次ページをご覧ください。

令和5年度 玉野市保育料表（3歳児未満）

（単位：円）

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		月額	
階層区分	内訳	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税 非課税	0	0
	B 0 ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
C 1	均等割のみ	13,500 (6,750)	13,300 (6,650)
	C 9 1 ひとり親世帯等	6,250 (0)	6,150 (0)
C 2	所得割 11,000円未満	15,700 (7,850)	15,500 (7,750)
	C 9 2 ひとり親世帯等	7,350 (0)	7,250 (0)
C 3	11,000円以上 48,600円未満	17,900 (8,950)	17,600 (8,800)
	C 9 3 ひとり親世帯等	8,450 (0)	8,300 (0)
C 4	C 4 1 48,600円以上 57,700円未満	19,400 (9,700)	19,100 (9,550)
	9 4 1 ひとり親世帯等	9,000 (0)	9,000 (0)
	C 4 2 57,700円以上 65,000円未満	19,400 (9,700)	19,100 (9,550)
	9 4 2 ひとり親世帯等	9,000 (0)	9,000 (0)
C 5	C 5 1 65,000円以上 77,101円未満	22,800 (11,400)	22,400 (11,200)
	9 5 1 ひとり親世帯等	9,000 (0)	9,000 (0)
	C 5 2 77,101円以上 91,000円未満	22,800 (11,400)	22,400 (11,200)
C 6	91,000円以上 97,000円未満	26,000 (13,000)	25,600 (12,800)
C 7	97,000円以上 121,000円未満	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)
C 8	121,000円以上 145,000円未満	32,600 (16,300)	32,000 (16,000)
C 9	145,000円以上 169,000円未満	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)
C 1 0	169,000円以上 213,000円未満	41,800 (20,900)	41,000 (20,500)
C 1 1	213,000円以上 257,000円未満	45,000 (22,500)	44,200 (22,100)
C 1 2	257,000円以上 301,000円未満	45,700 (22,850)	44,900 (22,450)
C 1 3	301,000円以上 397,000円未満	48,000 (24,000)	47,100 (23,550)
C 1 4	397,000円以上	55,000 (27,500)	54,000 (27,000)

※ 下段の括弧書きは、半額の金額です。

(3) 保育料の無償化及び軽減制度

① 保育料の無償化

「3～5歳児」及び「市民税非課税世帯の0～2歳児」の保育料は無償です。

② 年齢による軽減

同一世帯において、保育園や認定こども園等に通園している子どものうち（認定こども園の教育利用の場合は、小学3年生以下の子どものうち）年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無償となります。

また、通園している子どもの人数や世帯収入に関わらず、3人目以降の子どもが、0、1、2歳児クラスの場合、保育料は無償です。

なお、副食費においては、保育園や認定こども園等に通園している子どものうち（認定こども園の教育利用の場合は、小学3年生以下の子どものうち）年齢の高い順に3人目以降は無償となります。

③ 所得に応じた軽減

市町村民税の所得割額が57,700円未満である世帯は、保育園等に通園していない養育している子どもも保育料の算定上の人数に含めます。保育園等に通園している子どもが一人であっても、その子が2人目であれば半額、3人目以降であれば無償となります。

なお、副食費においては、市町村民税の所得割額が57,700円未満である世帯は、保育園等に通園している1人目の子どもから無償となります。

④ ひとり親世帯等の軽減

市町村民税の所得割額が77,101円未満のひとり親等世帯も、上記②と同様に、子どもの数を数えます。軽減は②と異なり、1人目が半額、2人目以降が無償となります。

また、1人目の子どもの軽減後の額には上限があり、上限額は9,000円です。

なお、副食費においては、市町村民税の所得割額が77,101円未満のひとり親世帯は、保育園等に通園している1人目の子どもから無償となります。

保育料及び副食費の算定上、皆様の世帯状況を詳しく知る必要がありますので、申請（申込）書の「家庭の状況」欄には、生計を同一にしている家族全員のことを具体的に記載してください。

必要に応じて、課税証明書のほか、健康保険証や学生証のコピー等の追加提出をお願いする場合があります。

(4) 保育料及び副食費の納付

保育料及び副食費の支払いは、口座振替を原則としています。口座振替ができる金融機関は以下のとおりです。

口座振替ができる金融機関

三井住友銀行、みずほ銀行、中国銀行、百十四銀行、トマト銀行、香川銀行、おかやま信用金庫、中国労働金庫、岡山市農業協同組合（JA岡山）、ゆうちょ銀行

※振替日は、毎月末日です。ただし、月末が、土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。（12月のみ月末より振替日が早くなります。）

※兄弟姉妹と同時入園の場合は、同一口座からの引き落としになります。

※副食費であっても通帳記帳欄には、「タマノシホイクリョウ」と記載されますので、何卒ご了承ください。

保育料及び副食費を滞納した場合

児童福祉法の規定に基づき、児童手当により特別徴収（申し出徴収）をします。それでもなお納付がされない場合は、延滞金が加算されるほか、財産（動産、不動産、給料・預貯金等）の差押えをすることになりますので、必ず期限内の納付をお願いします。

6 その他保育サービス

(1) 延長保育

保護者の就労時間等の事情により保育時間の延長が必要な場合、時間を延長して保育を実施している園があります。

利用する場合は、通常の利用料金のほかに延長料金が必要です。(幼児教育・保育の無償化の対象外です。)

○ 実施曜日

月曜日から金曜日まで

○ 延長時間と料金

Aの時間帯 30分ごとに150円

B及びCの時間帯 30分ごとに100円

○ 実施園

Aの時間帯 玉原認定こども園・大崎認定こども園・サンマリン認定こども園
築港ちどり保育園・槌ヶ原ちどり保育園・紅陽台ちどり保育園

B及びCの時間帯 全園

7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
標準時間 (11 時間)				A	
B		短時間 (8 時間)		C A	

(2) 預かり保育

【認定こども園教育利用（1号認定）】

当該施設に在籍中のお子さんがある家庭において月5日を限度に、お子さんをお預かりします。

○ 実施時間

教育時間終了後から16時30分まで

○ 利用料金

500円/日（施設等利用給付認定（保育認定）（※）を取得された方は50円で利用可能です。）

○ 実施園

認定こども園教育利用

（※）幼児教育・保育の無償化に伴い、創設された給付制度です。取得するためには、保護者全員が保育を必要とする理由（就労等）に該当する必要があります。詳細は就学前教育課にお問い合わせください。

7 記入例

※園記入欄 令和 年 月 日 受付

受付担当者:

令和5年度 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書

申請日 令和 4 年 11 月 15 日 継続 新規



玉野市教育委員会

次のとおり教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書(申請書)及び特定教育・保育施設等利用者負担額(保育料)及び民税の情報(同一世帯を含む)・世帯主の氏名・住所・電話番号を決定上必要な事項について、各関係機関・市町村等に必要情報の提供を受けることに同意します。
また、特定教育・保育施設等の利用にあたり決定された利用者負担額及び給食費の額等を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申込時点の現住所が市外の場合、現住所と転居予定の住所及び転居予定日を記入して下さい。

保護者現住所	岡山市●●*-*-*
(現住所が市外の場合)	玉野市宇野*-*-* (転居予定 令和 3 年 12 月 3 日)
保護者(申請者)氏名	玉野 湊

※申請者以外が提出する場合に記入。
上記申請及び個人情報の提出について、次の者に委任します。

受任者(提出者) 住所

氏名 申請者との関係

ふりがな 氏名	たまの めばる 玉野 めばる		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>	生年月日	平成 30 年 5 月 5 日
	保護者との続柄		年齢児 (令和5.4.1の年齢)	0歳児 <input type="checkbox"/> 1歳児 <input type="checkbox"/> 2歳児 <input type="checkbox"/> 3歳児 <input type="checkbox"/> 4歳児 <input checked="" type="checkbox"/> 5歳児 <input type="checkbox"/>		
入園児 現在の	入園児居住地	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者と同じ <input type="checkbox"/> 保護者と異なる ※保護者と異なる場合(居住地 玉野市)	手帳所持等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> その他()		
	施設利用中 (利用園名:) 家庭保育中 (保育者 □父 □母 □祖父母 □その他) (施設等)		アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ぜんそく <input type="checkbox"/> アトピー <input checked="" type="checkbox"/> 食物アレルギー(原因となるもの: たまご) <input type="checkbox"/> その他()		
			その他 気になること	<input type="checkbox"/> 心身発達の遅れ() <input type="checkbox"/> その他()		
利用希望	第1希望	認定こども園 保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 保育利用(2,3号認定)を希望する <input type="checkbox"/> 教育利用(1号認定)を希望する	<input type="checkbox"/> 保育短時間(8時間利用)を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(11時間利用)を希望する		
	第2希望	認定こども園 保育園	<input type="checkbox"/> 保育利用(2,3号認定)を希望する <input type="checkbox"/> 教育利用(1号認定)を希望する	<input type="checkbox"/> 保育短時間(8時間利用)を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(11時間利用)を希望する		
	第3希望	認定こども園 幼稚園	<input type="checkbox"/> 保育利用(2,3号認定)を希望する <input type="checkbox"/> 教育利用(1号認定)を希望する	<input type="checkbox"/> 保育短時間(8時間利用)を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(11時間利用)を希望する		
利用希望期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日		※点数	基本点数	調整点数	合計点数
保護者 母	ふりがな 氏名	たまの みなと 玉野 湊	保育を必要とする事由	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就労予定・育休復帰(予定日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVの恐れ <input type="checkbox"/> その他		
	生年月日	S・H 59 . 1 . 1	勤務先・学校等	名称	(株)●●●	
	住所 令和4年1月1日現在	岡山市●●*-*-*	連絡先	***-***-****		
	住所 令和5年1月1日現在	岡山市●●*-*-*				
ふりがな 氏名	たまの みらい 玉野 未来	保育を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 就労予定・育休復帰(予定日 R5 年 4 月 15 日) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産(予定日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVの恐れ <input type="checkbox"/> その他			
生年月日	S・H 60 . 2 . 2	勤務先・学校等	名称	***-***-****		
住所 令和4年1月1日現在	岡山市●●*-*-*	連絡先	***-***-****			
住所 令和5年1月1日現在	岡山市●●*-*-*					
連絡先 日中連絡がつく順	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 父携帯 <input checked="" type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> その他()	
	① ***-***-****		② ***-***-****		③ ***-***-****	

必ずしも第3希望まで、記入する必要はありません。

令和4年1月1日時点及び令和5年1月1日見込の住所を記入してください。

※印の欄は記入不要です

裏面に続く

※二世帯住宅や別棟などでも、同一敷地内に居住している場合は「同居」とみなして全員記入すること。
 「別居していても、生計が同一の子ども」がいる場合は、その子どもも記入すること。(例：離れて暮らす高校生や大学生など)

入園児の世帯員 (対象入園児・保護者除く)		ふりがな 氏名	入園児 との続柄	性別	生年月日	勤務先・学校名等	同居・別居の別
		たまの 玉野 つつじ	姉	男・女 <input type="checkbox"/>	T.S.H 17・10・10	●●高校*年	<input type="checkbox"/> 同居 居住地 <input checked="" type="checkbox"/> 別居(●●県●●市●●*-*)
		たまの 玉野 ばべ	姉	男・女 <input type="checkbox"/>	T.S.H 23・12・12	●●小学校*年	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 居住地 <input type="checkbox"/> 別居()
							<input type="checkbox"/> 同居 居住地 <input type="checkbox"/> 別居()
							<input type="checkbox"/> 同居 居住地 <input type="checkbox"/> 別居()
				男・女			<input type="checkbox"/> 同居 居住地 <input type="checkbox"/> 別居()
				男・女	T.S.H.R		<input type="checkbox"/> 同居 居住地 <input type="checkbox"/> 別居()
家庭の状況 (入園希望日時点)		ふりがな 氏名		年齢	勤務等の状況		同居・別居の別
父	祖父	たまの かく 玉野 福		60 歳	●●●(有)		<input checked="" type="checkbox"/> 同居 居住地 <input type="checkbox"/> 別居()
	祖母	たまの さち 玉野 幸		58 歳	無職		<input checked="" type="checkbox"/> 同居 居住地 <input type="checkbox"/> 別居()
母	祖父	うみの ことぶき 海野 寿		55 歳	●●(株)		<input type="checkbox"/> 同居 居住地 <input checked="" type="checkbox"/> 別居(●●県●●市●●*-*)
	祖母						<input type="checkbox"/> 同居 居住地 <input type="checkbox"/> 別居()
		<input type="checkbox"/> ひとり親世帯の状況		婚姻歴の有無(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		年 月 日 ~)	
		<input type="checkbox"/> 在宅障害者(児)		(氏名:)		<input type="checkbox"/> 保育料滞納有 (納付計画:)	

家庭の状況は入園希望日時点の状況を記入してください。
 (4月1日入園希望であれば、4月1日時点の状況(見込)を記入してください。)

該当する場合は、チェックを入れてください。

育児休業からの復帰で申込する方	きょうだい2人以上の同時申込をされる方
※この項目は、入所決定の判断に使用しません。	
1. 入園が決定しなかった場合、育児休業の延長はできますか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ → 延長できる場合の期限【 年 月 日まで】	1. 2. 3. のいずれかを選択してください。 <input type="checkbox"/> 1. 同時期に同じ保育園等に入れないならば、入園しない <input checked="" type="checkbox"/> 2. 別々の保育園等でもよいが、同時期でないと入園しない → <input checked="" type="checkbox"/> 上位希望園で別園になるよりも下位希望園で同園を希望する <input type="checkbox"/> 希望順位を優先し、別園でも希望する
2. 入園が決定しなかった場合、その後の選考について、 <input checked="" type="checkbox"/> 翌月以降も継続して選考を希望する (育児延長するが入園が決まり次第復帰する場合を含む) <input type="checkbox"/> 【 年 月】入所分から選考の再開を希望する <input type="checkbox"/> 延長した育児休業期間が満了するまで選考する必要はない	<input type="checkbox"/> 3. 1人だけでも入園できれば入園する → <input type="checkbox"/> 入園できなかった児童は、きょうだいと同園のみ空き待ちする <input type="checkbox"/> 入園できなかった児童は、別園でもよいので空き待ちする
保護者の就労時間が月120時間未満であるものの、標準時間認定を希望する方は、その理由を記入してください。※希望通りにならない場合があります。 例) 始業時刻は9:00だが、通勤に60分かかり、8:30以降の登園が困難なため、標準時間認定を希望します。	
保護者の方や勤務先等に内容確認をさせてい() たくことがあります。 件を満たさなければ 預け先を検討してください。 ※上記以外の組合せをご希望の場合は、ご相談ください。	

おもて面の「利用希望園欄」以外に希望園がある方		
第4希望	●●●認定こども園	第5希望 ●●●保育園
第6希望	●●●保育園	
備考欄	利用希望園が4園以上ある方は、こちらに記載してください。	

入園申込(継続利用含む)必要書類チェックリスト

必要な書類が提出されない場合受付できませんので、書類の提出漏れがないか今一度ご確認ください。

チェック欄	書類名										
共通											
<input checked="" type="checkbox"/>	令和5年度 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書 ※ 児童1人につき1部必要です。										
<input checked="" type="checkbox"/>	保育が必要な状況を証明する書類 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保護者の状況</th> <th style="width: 50%;">必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 就労している場合 就職先が決定している場合 育児休業を取得している場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 就労証明書 </td> </tr> <tr> <td> 出産予定日の6週間以内(多胎の場合は前14週以内)の場合 出産後8週間以内の場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 出産申立書 <input type="checkbox"/> 新生児の親子手帳(父母の氏名と出産(予定)日が確認できるページ)の写し </td> </tr> <tr> <td> 病気や障害等のため保育ができない場合 同居の家族や長期入院している家族の介護や看護のため保育ができない場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 疾病・障害・介護(看護)申立書 <input type="checkbox"/> 病気や障害が分かる書類(医師の意見書、障害者手帳、介護保険被保険者証等の写しなど) </td> </tr> <tr> <td> 学生の場合 職業訓練を受けている場合 求職中の場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 就学(予定)証明書 <input type="checkbox"/> 在学していることを証明する書類(在学証明書又は学生証等の写し) <input type="checkbox"/> 求職活動状況申立書 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 認定こども園(教育利用)を希望する場合は提出不要です。 ※ 65歳未満の同居祖父母がいる場合で、上記事由に該当する場合(求職中は除く)は、同居祖父母の書類も提出してください。提出が無い場合は、利用調整(選考)で減点されます。</p>	保護者の状況	必要書類	就労している場合 就職先が決定している場合 育児休業を取得している場合	<input type="checkbox"/> 就労証明書	出産予定日の6週間以内(多胎の場合は前14週以内)の場合 出産後8週間以内の場合	<input type="checkbox"/> 出産申立書 <input type="checkbox"/> 新生児の親子手帳(父母の氏名と出産(予定)日が確認できるページ)の写し	病気や障害等のため保育ができない場合 同居の家族や長期入院している家族の介護や看護のため保育ができない場合	<input type="checkbox"/> 疾病・障害・介護(看護)申立書 <input type="checkbox"/> 病気や障害が分かる書類(医師の意見書、障害者手帳、介護保険被保険者証等の写しなど)	学生の場合 職業訓練を受けている場合 求職中の場合	<input type="checkbox"/> 就学(予定)証明書 <input type="checkbox"/> 在学していることを証明する書類(在学証明書又は学生証等の写し) <input type="checkbox"/> 求職活動状況申立書
保護者の状況	必要書類										
就労している場合 就職先が決定している場合 育児休業を取得している場合	<input type="checkbox"/> 就労証明書										
出産予定日の6週間以内(多胎の場合は前14週以内)の場合 出産後8週間以内の場合	<input type="checkbox"/> 出産申立書 <input type="checkbox"/> 新生児の親子手帳(父母の氏名と出産(予定)日が確認できるページ)の写し										
病気や障害等のため保育ができない場合 同居の家族や長期入院している家族の介護や看護のため保育ができない場合	<input type="checkbox"/> 疾病・障害・介護(看護)申立書 <input type="checkbox"/> 病気や障害が分かる書類(医師の意見書、障害者手帳、介護保険被保険者証等の写しなど)										
学生の場合 職業訓練を受けている場合 求職中の場合	<input type="checkbox"/> 就学(予定)証明書 <input type="checkbox"/> 在学していることを証明する書類(在学証明書又は学生証等の写し) <input type="checkbox"/> 求職活動状況申立書										
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 ※ 兄弟姉妹が入園中で、既に口座振替の手続きをしている場合の提出は不要です。										
<input checked="" type="checkbox"/>	個人番号確認資料 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号届出書及び個人番号確認同意書…① <input checked="" type="checkbox"/> 申請保護者及び入園児の番号確認資料…② <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の身元確認資料…③ <p>※ 就学前教育課の窓口へ提出する場合は、①とともに②及び③を持参してください。 ※ 入園を希望する園に提出する場合は、①とともに②及び③の写しを添付し、封筒に入れてください。 ※ 新入園児のみ提出が必要です。(継続利用児の提出は不要です。)</p>										
該当者のみ											
<input type="checkbox"/>	市町村民税の課税状況確認書類 <p>令和4年1月1日時点で玉野市以外に住民登録のある場合は、その市町村で課税されるので、次の資料のいずれかを保護者全員分提出してください。(父母以外の方が家計の主宰者である場合は、その方の書類も必要です。)</p> <p>なお、令和4年1月1日時点で玉野市に住民登録している場合や兄弟姉妹が入園中ですでに該当書類を提出している場合は、不要です。</p> <p>【課税状況確認書類(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市町村民税課税(非課税)証明書 <input type="checkbox"/> 市町村民税特別徴収税額通知書の写し <input type="checkbox"/> 市町村民税納税額通知書の写し 										
<input type="checkbox"/>	転入誓約書 ※ 入園申込日までに玉野市に転入していない場合に提出してください。										

玉野市口座振替依頼書兼納付書送付依頼書

申込日 令和4年11月15日

①依頼区分

1 新規	2 変更	3 廃止
------	------	------

※ の中を記入してください。
 該当番号及び該当部分は○で囲んでください。

②口座振替対象科目等

納入義務者	住所	〒 706-0011 玉野市宇野*-**-*		電話番号 (0863)
	氏名	フリガナ	タマノ ミナト	** ****
コード	振替科目	契約種別	納付の方法	備考
09	保育料	1	月別	児童生年月日：平成***年**月**日

必ず同一の方のご記入をお願いします。

複写式になっていますので、2枚目、3枚目にも押印してください。

③指定預（貯）金口座

口座名義人	住所	〒 706-0011 玉野市宇野*-**-*		通帳印
	氏名	フリガナ	タマノ ミナト	○ 玉野
銀行等	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 二番号（右詰記入） (ゆうちょ銀行以) 農協 金庫 支店		種別	1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座 * * * * *
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号（右詰記入）		
1		0		

通帳に登録している住所をご記入ください。

指定口座の銀行印を押してください。
 不鮮明の場合、銀行から戻ってくるので、
 丁寧に押印をお願いします。

※納入義務者と口座名義人は同一名義にしてください。

口座振替がご利用できる金融機関

三井住友銀行、みずほ銀行、中国銀行、百十四銀行、
 トマト銀行、香川銀行、おかやま信用金庫、中国労働金庫、
 岡山市農協、ゆうちょ銀行

個人番号届出書及び個人番号確認同意書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条別表1の94に定める事務(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付)のため、次のとおり提供します。

また、支給認定に伴う個人番号の提供について、記入漏れ等の場合、玉野市が住民基本台帳ネットワーク等から個人番号

必ず申請者(実際に提出する方)の氏名を記入してください。

令和4年11月15日

申請者(保護者)氏名

玉野 湊

■入園児

1	ふりがな 氏名	性別	生年月日	第1希望園(○歳児)	個人番号
	たまの めばる 玉野 めばる	男・女	平成30年5月5日	〇〇〇保育園(4歳児)	* * * * * * * * * *
2	ふりがな 氏名	性別	生年月日	第1希望園(○歳児)	個人番号
		男・女	年 月 日		
3	ふりがな 氏名	性別	生年月日	第1希望園(○歳児)	個人番号
		男・女	年 月 日		
4	ふりがな 氏名	性別	生年月日	第1希望園(○歳児)	個人番号
		男・女	年 月 日	(歳児)	

新入園児のみを記入してください。
継続利用児の記入は不要です。

※兄弟で入園している場合は、一枚にまとめて記載してください。(兄弟で別々の園に通っている場合も一枚にまとめていただき、どちらか一方の園に提出してください。)

■保護者(及び家計の主宰者)

1	ふりがな 氏名	生年月日	入園
	たまの みなと 玉野 湊	昭和 平成 59年1月1日	
2	ふりがな 氏名	生年月日	入園児との続柄
	たまの みらい 玉野 未来	昭和 平成 60年2月2日	母 * * * * * * * * * *
3	ふりがな 氏名	生年月日	入園児との続柄
	たまの ふう 玉野 福	昭和 平成 32年7月7日	祖父

継続利用児の兄弟姉妹が入園する場合は、保護者欄の記入は不要です。ただし、保護者(家計主宰者を含む)の状況に変動があった場合は除きます。

祖父母が家計の主宰者である場合、収入が多い方(1名のみ)を「3」に記入してください。

※父母以外の祖父母が「家計の主宰者」である場合は、「3」にも記載してください。

「個人番号届出書及び個人番号確認同意書」の提出方法について

「個人番号届出書及び個人番号確認同意書」の提出にあたっては、身元確認と番号確認が必要になりますので、次の点にご留意ください。

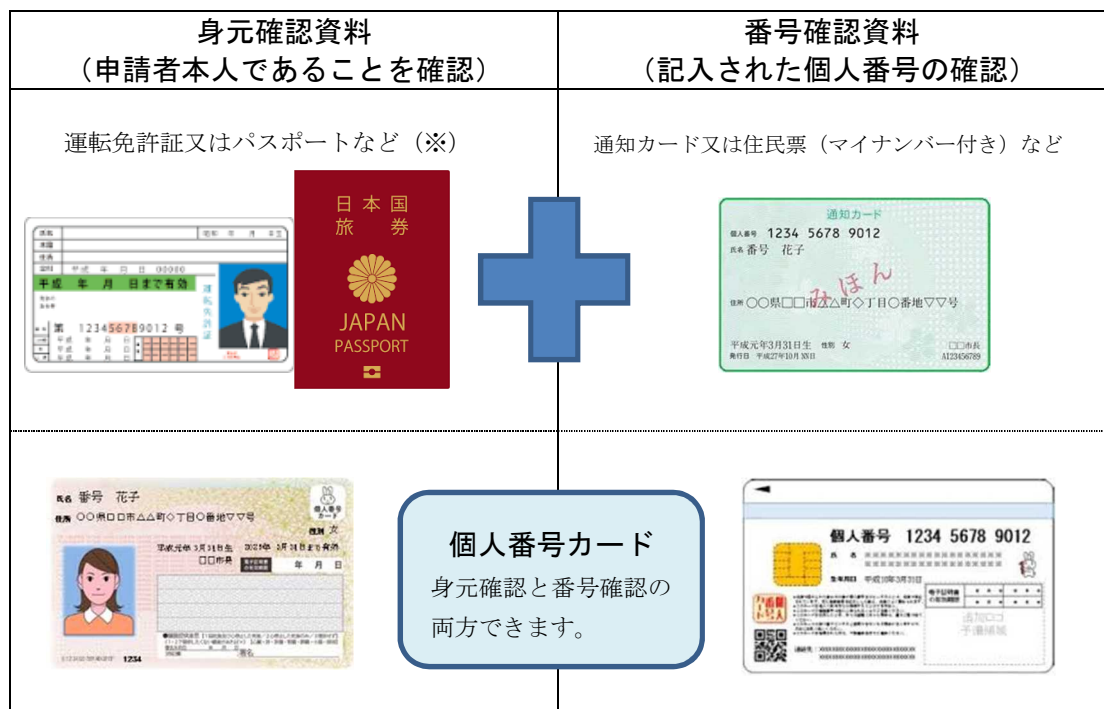
① 就学前教育課の窓口提出する場合

「個人番号届出書及び個人番号確認同意書」とともに、保護者及び入園児の「番号確認資料」及び申請者の「身元確認資料」を窓口を持参してください。職員が身元確認と番号確認を行います。

② 入園を希望する園に提出する場合

「個人番号届出書及び個人番号確認同意書」とともに、保護者及び入園児の「番号確認資料」の全員分のコピー及び申請者の「身元確認資料」のコピーを封筒に入れ、のりで封をして提出してください。

なお、封筒の表に「入園希望の園名」、「児童名」、「年齢階層（○歳児）」を記載してください。園で中身を確認することはありません。



※身元確認資料について

顔写真付きの身元確認資料を1点、もしくは顔写真なし身元確認資料を2点ご準備ください。

○1点で身元確認ができる書類

個人番号カード、運転免許証、パスポート、**住基カード（写真付き）**、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど

○2点で身元確認ができる書類

健康保険証、介護保険証、各種保険の負担限度額認定証、年金手帳、年金証書、**住基カード（写真なし）**など